

# 2026年 短期給付金の送金スケジュール

※ A・Bいずれの場合も、通帳には、送金元「郵政共済 短期経理」と印字されます。

## A 自動送金の給付金

- ・高額療養費とその附加給付

### 【注意事項】

- 診療月から、最短で4か月後が目安です。
- 次の場合等、送金予定日が遅れます。
  - ・医療機関から共済組合への請求遅れ
  - ・医療機関が作成したレセプトの不備
  - ・レセプトの診療内容審査中の場合
- 自動送金の場合、支給額等の文書によるご案内は行っていませんので、あらかじめご了承ください。
- 自治体の医療費助成を受けている場合（過去に受けていた場合を含む）は、自動送金対象外となることがあります。

診療月	最短送金予定日
2025年 9月	2026年 1月13日(火)
2025年 10月	2026年 2月5日(木)
2025年 11月	2026年 3月5日(木)
2025年 12月	2026年 4月6日(月)
2026年 1月	2026年 5月11日(月)
20256/2/1	2026年 6月5日(金)
2026年 3月	2026年 7月6日(月)
2026年 4月	2026年 8月5日(水)
2026年 5月	2026年 9月7日(月)
2026年 6月	2026年 10月5日(月)
2026年 7月	2026年 11月5日(木)
2026年 8月	2026年 12月7日(月)

## B 請求書の提出が必要な給付金

- ・療養費（立替払い、装具、弱視治療用眼鏡）
  - ・出産費・出産費附加金
  - ・傷病手当金、休業手当金、出産手当金
  - ・埋葬料
  - ・災害見舞金
  - ・自動送金対象外の高額療養費・附加給付
- ※送金可能な診療月は左表Aに準ずる

### 【注意事項】

- 次の場合、送金予定日どおりのお支払とならない場合があります。
  - ・請求書等の不備
  - ・傷病手当金の初回請求
  - ・登録口座情報の不備
  - ・医療機関からのレセプト到着遅れ
  - ・医療機関が作成したレセプトの不備
  - ・レセプトの診療内容審査中の場合
  - ・資格喪失等の手続きが未完了の場合の埋葬料
  - ・出産費附加金のみ請求の場合
- 送金確定時には、決定通知をお送りします。

請求締切日(必着)	送金予定日
2025年11月28日(金)	2026年1月13日(火)
2025年12月10日(水)	2026年1月20日(火)
2025年12月26日(金)	2026年2月5日(木)
2026年1月15日(木)	2026年2月20日(金)
2026年1月29日(木)	2026年3月5日(木)
2026年2月13日(金)	2026年3月23日(月)
2026年2月27日(金)	2026年4月6日(月)
2026年3月13日(金)	2026年4月20日(月)
2026年3月31日(火)	2026年5月11日(月)
2026年4月10日(金)	2026年5月20日(水)
2026年4月27日(月)	2026年6月5日(金)
2026年5月15日(金)	2026年6月22日(月)
2026年5月29日(金)	2026年7月6日(月)
2026年6月15日(月)	2026年7月21日(火)
2026年6月30日(火)	2026年8月5日(水)
2026年7月14日(火)	2026年8月20日(木)
2026年7月31日(金)	2026年9月7日(月)
2026年8月18日(火)	2026年9月24日(木)
2026年8月28日(金)	2026年10月5日(月)
2026年9月10日(木)	2026年10月20日(火)
2026年9月30日(水)	2026年11月5日(木)
2026年10月16日(金)	2026年11月20日(金)
2026年10月30日(金)	2026年12月7日(月)
2026年11月13日(金)	2026年12月21日(月)

## 【参考】2027年 短期給付金の送金スケジュール

診療月	最短送金予定日
2026年 9月	2027年 1月12日(火)
2026年 10月	2027年 2月5日(金)
2026年 11月	2027年 3月5日(金)
2026年 12月	2027年 4月5日(月)

請求締切日(必着)	送金予定日
2026年 11月30日(月)	2027年 1月12日(火)
2026年 12月10日(木)	2027年 1月20日(水)
2026年 12月28日(月)	2027年 2月5日(金)
2027年 1月15日(金)	2027年 2月22日(月)
2027年 1月27日(水)	2027年 3月5日(金)
2027年 2月15日(月)	2027年 3月23日(火)